

平成十二年政令第四百八十四号

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令
内閣は、金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第一号）第二条第一項第三号、第四号、第十二号及び第十三号、第三条第二項、第三項ただし書及び第四項第一号並びに第八条第一項ただし書及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条）
第二章 金融商品の販売等（第二条—第十四条）
第三章 金融サービス仲介業
第一節 総則（第十五条—第二十九条）
第二節 業務（第三十条—第三十八条）
第三節 認定金融サービス仲介業協会（第三十九条）
第四節 指定紛争解決機関（第四十条—第四十二条）
第五節 雜則（第四十三条）
第四章 雜則（第四十四条—第四十九条）
第五章 犯則事件の調査等（第五十条）
附則

第六 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）
七 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）
八 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
九 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第五号）
十 住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）
十一 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七百七号）
十二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第五百二十八号）
十三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）
十四 国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号。第十章を除く。）
十五 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）
十六 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第五十五号）
十七 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）
十八 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）
十九 小規模企業共済法（昭和四十年法律第二号）
二十 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第一号）
二十一 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
二十二 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
二十三 就用保険法（昭和四十九年法律第六号）

（定義）
第一条 この政令において「預金等」、「保険契約」、「有価証券」、「市場デリバティブ取引」とは、それぞれ金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一号）。以下「法」という。第二条第一項から第五項までに規定する預金等、保険契約、有価証券、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引をいう。
第二章 金融商品の販売等
（定義）
第二条 この章において「金融商品の販売」、「金融商品の販売等」、「金融商品販売業者等」又は「勧誘方針」とは、それぞれ法第三条又は第十一条第一項に規定する金融商品の販売、金融商品の販売等、金融商品販売業者等又は勧誘方針を（金銭の信託の要件）

（定義）
第二条 この章において「金融商品の販売」、「金融商品の販売等」、「金融商品販売業者等」又は「勧誘方針」とは、それぞれ法第三条又は第十一条第一項に規定する金融商品の販売、金融商品の販売等、金融商品販売業者等又は勧誘方針を（金銭の信託の要件）
（定義）
第三条 法第三条第一項第三号に規定する政令で定める要件は、信託財産の運用方法が特定されていないこととする。

（保険又は共済に係る契約）

第四条 法第三条第一項第四号に規定する政令で定める契約は、次に掲げる法律の規定により締結される保険又は共済に係る契約に該当しない
一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
二 森林保険法（昭和十二年法律第二十五号）
三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
四 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）
五 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）

（差金の授受を約する取引）
第五条 法第三条第一項第十号に規定する政令で定める取引は、金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値に基づいて算出される金銭の授受を約する取引（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十項に規定する商品市場における取引、同条第十三項に規定する外国商品市場取引及び同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引（次条第三号において「商品先物取引等」という。）に該当するものを除く。）とする。
（金融商品の販売となる行為）
第六条 法第三条第一項第十一号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
一 金銭の信託以外の信託であつて信託財産の運用方法が特定されていないものに係る信託契約（当該信託契約に係る受益権が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利であるものに限る。）の委託者との締結
二 電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。以下この章において同じ。）を取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに法第三条第一項第六号、第八号及び第九号に掲げるものに該当するものを除く。）又は当該取引の取次ぎ

（保証金相当物の範囲）
第九条 法第四条第四項第一号に規定する政令で定める金銭以外の財産は、電子決済手段又は暗号資産とする。
（金融商品の販売に係る取引の仕組み）
第五条 法第三条第一項第十号に規定する政令で定める取引は、金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値に基づいて算出される金銭の授受を約する取引（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十項に規定する商品市場における取引、同条第十三項に規定する外国商品市場取引及び同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引（次条第三号において「商品先物取引等」という。）に該当するものを除く。）とする。
（金融商品の販売となる行為）
第六条 法第三条第一項第十一号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
一 金銭の信託以外の信託であつて信託財産の運用方法が特定されていないものに係る信託契約（当該信託契約に係る受益権が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利であるものに限る。）の委託者との締結
二 電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。以下この章において同じ。）を取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに法第三条第一項第六号、第八号及び第九号に掲げるものに該当するものを除く。）又は当該取引の取次ぎ
（特定顧客）
第十二条 法第四条第七項第一号に規定する政令で定める者は、金融商品販売業者等又は金融商品取引法第二条第三十項に規定する特定投資家（次項において「特定投資家」とする）
2 前項の「特定投資家」には、金融商品の販売及び銀行法等の規定において準用する場合を含む。に規定する対象契約に該当する場合については、当該金融商品の販売等に関する同法

<p>附 則 (平成一六年一二月二八日政令第 四二九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年八月三日政令第二三 三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。（金融商品の販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p>	<p>第六十条 施行日前に整備法第八十二条の規定による改正後の金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第一百一号。以下この条において「新金融商品販売法」という。）第三条第一項に規定する重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があった場合には、当該意思の表明を同号に規定する顧客の意思の表明とみなして、新金融商品販売法の規定を適用する。</p>	<p>附 則 (平成一九年八月三日政令第二三 五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一九年一二月二七日政令第 三九二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二〇年五月二一日政令第一 八〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二一年一二月二四日政令第 二九四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、保険法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二一年一二月二八日政令第 三〇三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。</p>
<p>第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成二二年九月一〇日政令第一 九六号) 抄</p>	<p>第六十条 改正法施行日前に改正法第三条の規定による改正後の金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第一百一号。以下この条において「新金融商品販売法」という。）第三条第一項に規定する重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があつた場合（同号に規定する金融商品の販売が新金融商品取引法第二条第八項第一号に規定する商品関連市場デリバ</p>	<p>第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。</p> <p>附 則 (平成二七年一二月二二日政令第四 二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二八年一月二九日政令第二 七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二八年三月三一日政令第一 〇三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二九年九月八日政令第二 七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十月二十五日）から施行する。</p>	<p>附 則 (平成三〇年五月三〇日政令第一 七三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十一年六月一日）から施行する。</p>
<p>第一条 この政令は、改正法施行日前に改正法第三条の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前において同条の規定の例により、その申請を行うことができる。</p> <p>附 則 (令和二年四月三日政令第一四二 号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。</p>	<p>第一条 この政令は、改正法第一条の規定による改正後の金融サービスの提供に関する法律（以下「金融サービス提供法」という。）第十二条の登録を受けようとする者は、改正法の施行の日（次項において「改正法施行日」という。）前においても、金融サービス提供法第十三条の規定の例により、その申請を行うことができる。</p> <p>附 則 (令和二年四月三日政令第一四二 号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、改正法施行日前に改正法第三条の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても同条の規定の例により、その申請を行うことができる。</p>	<p>第一条 この政令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。</p> <p>附 則 (令和三年七月二日政令第一九五 六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、令和三年九月一日から施行する。</p>	<p>第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第二号に規定する顧客の意思の表明とみなして、新金融商品販売法の規定を適用する。</p> <p>附 則 (令和三年六月二日政令第一六二 号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。</p>	<p>第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年七月八日政令第二一七 号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。</p>	<p>第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年七月八日政令第二一七 号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。</p>	<p>ティプ取引及びその取次ぎのいざれでもない場合に限る。）には、当該意思の表明を新金融商品販売法第三条第七項第二号に規定する顧客の意思の表明とみなして、新金融商品販売法の規定を適用する。</p>

1 (施行期日)
この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。